

社会保障・税番号制度の概要

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを定め、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、住民からの申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付。

マイナンバーの主な利用範囲

⇒ 社会保障、税、防災分野等の事務で利用

年金分野

⇒ 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

労働分野

⇒ 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療・その他分野

⇒ 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

税分野

⇒ 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

防災分野

⇒ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

2012年

2013年

2014年

2015年

2016年

制度構築

マイナンバー法案提出
マイナンバー法整備法案提出

法案成立

政省令

番号通知

個人番号カードの交付

順次、マイナンバーの利用開始

【2015年1月から利用する手続のイメージ】
○社会保障分野
・年金に関する相談・照会
○税分野
・申告書・法定調書等への記載
○防災分野
・要援護者リストへのマイナンバー記載
※ただし、事前に条例の手当てが必要

医療等の分野の機微性の高い
個人情報について特段の措置を検討

特別法案提出

法案成立

政省令

委員国会同意

個人番号情報保護
委員会設置

委員国会同意

委員会規則

委員国会同意

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

情報保護評価ガイドライン作成
(情報保護評価SWG)

特定個人情報保護評価の
実施・承認等

情報提供ネットワーク
システム等の監査

2016年1月より、国の
機関間の連携から
開始し、2016年7月を
目途に地方公共団
体との連携について
も開始

システム
要件定義

実証事業

工程管理支援業務

基本設計

詳細設計

プログラム設計、単体テスト

総合運用テスト

センター・バックアップセンター構築

システム構築

国民対話

47都道府県
リレーシンポジウム

番号制度の国民広報

医療等分野における個別法の検討について

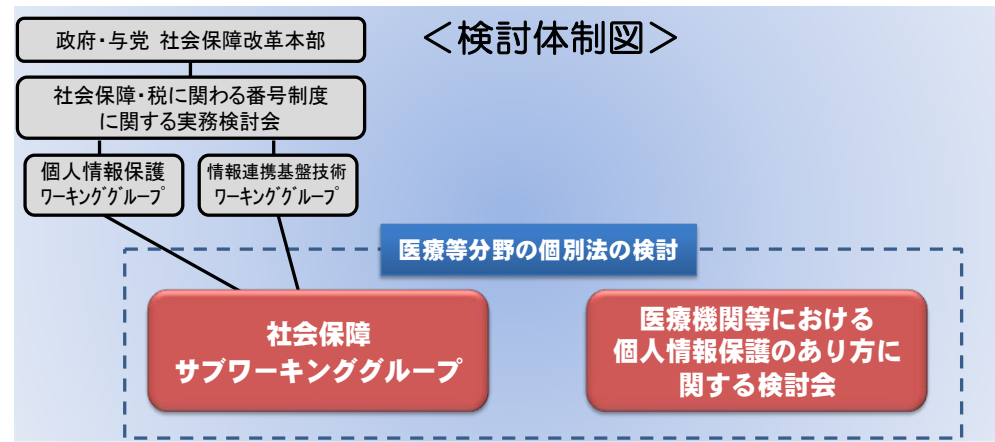
(「社会保障分野サブワーキンググループ」・「医療機関等における個人情報のあり方に関する検討会」の合同開催)

趣旨

- 政府で検討している社会保障・税番号制度は、行政機関等の法定手続を対象としており、医療機関等の間の情報連携は対象としていない。
- 他方で、医療等のサービスの充実や質の向上は国民生活の充実に直結するものであり、医療機関等の関係機関間での地域連携や、公衆衛生・医療水準の向上に資する医学研究等が推進されるような情報連携のためには、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれる。
- 医療等分野については、一般的に機微性の高いといわれる情報を扱うことになるため、極度に個人の識別性が向上した状況下では、現行の個人情報保護法で十分な措置といえるか疑義が生じるところ。
- このため医療等分野について、厳格な情報保護措置を図りつつ、必要な利活用が適切に行えるようにするため、個人情報保護法第6条の委任により医療等分野における特段の措置について検討を行い、情報の利活用と保護に関する法制の整備を目指す。

検討体制

- 番号制度を踏まえた医療機関等の関係機関間での情報連携のあり方とともに、現行のガイドラインも踏まえた個人情報保護のあり方の検討も必要であることから、「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」と「社会保障分野サブワーキンググループ」との合同開催により、検討を行う。



スケジュール

- 医療等分野の個別法は、24年4月から検討を開始し、25年通常国会への提出を目指す(4月12日に第1回を開催)

「社会保障分野サブワーキンググループ」・ 「医療機関等における個人情報のあり方に関する検討会」 構成員

社会保障分野サブワーキンググループ

(敬称略、五十音順)

石川 広己	日本医師会 常任理事
稲垣 恵正	健康保険組合連合会 理事
小田 利郎	日本薬剤師会 常務理事
◎金子 郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
後藤 省二	三鷹市企画部地域情報化担当部長
駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
佐藤 慶浩	日本ヒューレット・パカード(株) 個人情報保護対策室室長
鈴木 正朝	新潟大学法科大学院教授
高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授 (日本福祉介護情報学会代表理事)
高山 憲之	一橋大学名誉教授
富山 雅史	日本歯科医師会 常務理事
樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松本 泰	セコム(株) I S研究所基盤技術ディビジョン 認証基盤グループグループリーダー
○山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

◎については、座長
○については、座長代理

医療機関等における個人情報のあり方に関する検討会

(敬称略、五十音順)

石川 広己	日本医師会 常任理事
岩淵 勝好	東北福祉大学教授
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大道 久	社会保険横浜中央病院長
○大山 永昭	東京工業大学像情報工学研究施設教授
小田 利郎	日本薬剤師会 常務理事
小森 直之	日本医療法人協会常任理事
高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授 (日本福祉介護情報学会代表理事)
寺野 彰	日本私立医科大学協会副会長
富山 雅史	日本歯科医師会 常務理事
◎樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
福井 トシ子	日本看護協会常任理事
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長

◎については、座長
○については、座長代理

